

川越町ふるさと応援寄附制度 お礼品募集要領

令和 8 年 7 月改正

1. 趣旨

この要領は、ふるさと納税制度により川越町（以下、「町」という。）へ寄附いただいた町外在住の寄附者に対して、お礼品として商品やサービスを贈呈することにより、町の魅力発信、地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の発展を図るため、「ふるさと応援寄附制度」としてお礼品を登録するにあたり、お礼品を取り扱う事業者（以下、お礼品取扱事業者）という。）が応募するために必要な事項を定めます。

2. 応募の要件

お礼品取扱事業者は次の要件をすべて満たすものとします。ただし、町が適当でないと認めたときは、採用しない場合があります。

ア 町内に、本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを有する法人又は個人事業者。ただし、町内において地域のエネルギー源により発電された電気をふるさと納税のお礼品とする場合は除く

イ 申込時に町税の滞納がないこと

ウ 代表者等が、暴力団による不当な行為防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等ではないこと

エ 町と電子メールで連絡ができること

オ 商品発送、問い合わせ及び苦情等への対応が迅速かつ責任をもって行えること

カ 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売またはサービスの提供を行っていること

キ 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存ができること

3. お礼品の要件

登録するお礼品は次の各号の要件を満たさなければなりません。

ア 地場産品基準に適合するものであること

イ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守して

いるものであること

ウ 品質及び数量について安定供給が見込め、町からの依頼後、速やかにお礼品が発送できること

エ 食料品または飲料品の場合、寄附者へ到達後に適切な賞味・消費期限が保証されるもの

4. お礼品の価格及び寄付金額

(1) お礼品価格には梱包費、消費税及び地方消費税の額を含みます。

(2) 寄付金額に対する1件当たりのお礼品の価格は平成31年総務省告示第179号第2条第2項に基づき、お礼品価格寄付額の30%以内になるよう、経費率を考慮して次の表のとおりとします。

1件の寄附金額	お礼品の価格
10,000円以上	3,000円相当（税込価格、送料は除く）
20,000円以上	6,000円相当（税込価格、送料は除く）
30,000円以上	9,000円相当（税込価格、送料は除く）
50,000円以上	15,000円相当（税込価格、送料は除く）

5. 費用負担

(1) お礼品の価格、その他募集に要した経費を町が負担します。

(2) 商品の発送はお礼品取扱事業者が行い、その送料を町が負担します。ただし、寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、お礼品提供事業者が負担するものとします。

(3) 毎月末日締めでお礼品提供実績を確定し、町へ請求してください。町は実績を確認し請求から1月以内にお礼品提供事業者へ支払います。

(4) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、町は一切負担しません。

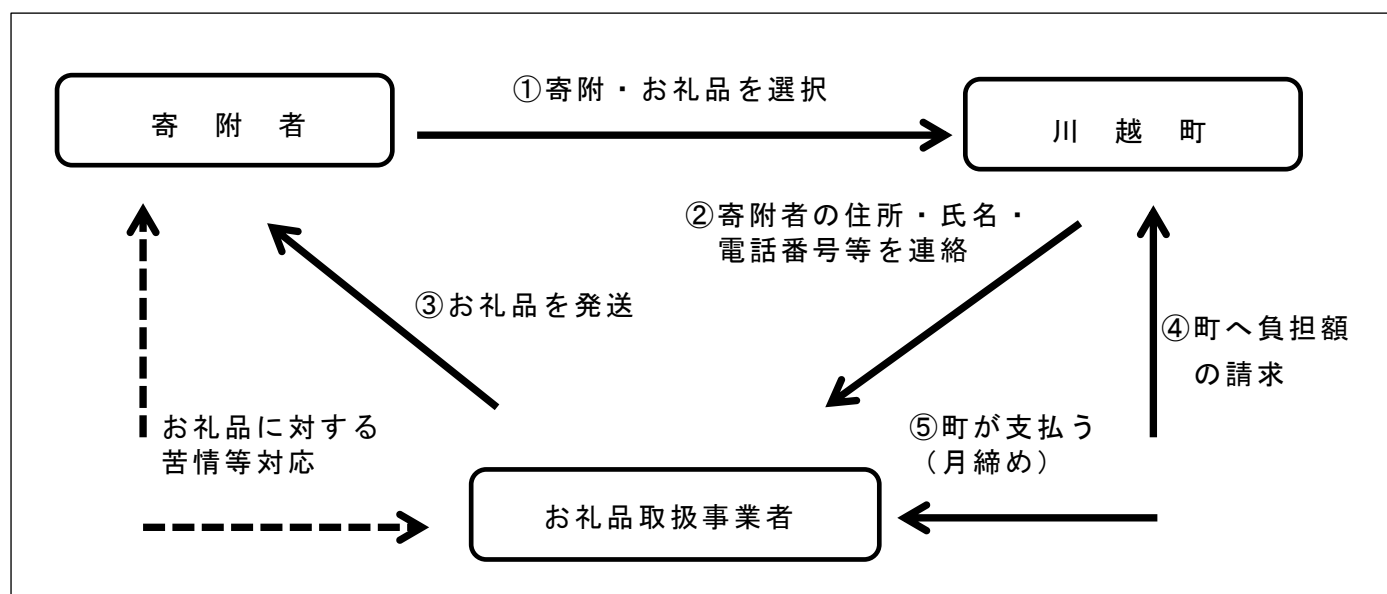
6. 損害賠償

お礼品取扱事業者は、お礼品の提供にあたり、業務不履行等のお礼品取扱事業者の責めに帰すべき事由により町に損害を与えたときは、それによって生じた損害を賠償しなければなりません。

7. 採用された場合のメリット

- (1) 町のホームページのふるさと応援寄附制度のサイト及び町がふるさと応援寄附制度の利用契約を締結したサイトに無料でお礼品の写真・お礼品名等が掲載されます。
- (2) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の宣伝が可能です。

8. お礼品（電気を除く）発送の流れ



9. お礼品の応募方法

- (1) お礼品 1 品ごとに次の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに産業建設課まで提出してください。なお、誓約書は申込件数にかかわらず、1 通のみ提出してください。
 - ア 川越町ふるさと応援寄附制度お礼品申込書（様式第 1 号）
※地場産品基準第 3 号に該当する場合は（様式第 1 号別添）を添付
 - イ 誓約書（様式第 2 号）
 - ウ お礼品の写真の電子データ（CD-R 等）。
- (2) 応募するお礼品の数は、寄附金額区分ごとに 3 品を上限とします。

10. お礼品の登録

- (1) 本応募要領の規定に基づき承認するか否かを決定し、川越町ふるさと応援寄附制度お礼品（承認・不承認）決定通知書（様式第 3 号）により申込者に通知し

ます。

- (2) お礼品として登録された商品は、ふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。

11. お礼品の内容変更

登録内容を変更する場合は、川越町ふるさと応援寄附制度お礼品変更申請書（様式第4号）に必要事項を記入して、産業建設課に提出してください。なお、申請日以前に寄附者から希望のあったお礼品等については、変更前の内容にて対応してください。

12. お礼品の廃止

登録を廃止する場合は、川越町ふるさと応援寄附制度お礼品廃止届出書（様式第5号）に必要事項を記入して、川越町産業建設課に提出してください。なお、届出日以前に寄附者から希望のあったお礼品等については対応してください。

13. お礼品登録の取消し

次の場合は、お礼品の登録を取消し、取扱いを停止します。

- ア 申込内容に虚偽があったとき
- イ 本要領2及び3に定める要件を満たさなくなったとき
- ウ 総務省が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等によりお礼品としてふさわしくないと判断されたとき
- エ 上記のほか、川越町長がお礼品取扱事業者及びお礼品として不適切と判断したとき

14. 個人情報の保護

お礼品の提供にあたり、個人情報を扱う場合は、関係法令を遵守し適正に取り扱い、寄附者の個人情報は、お礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

15. その他留意事項

- (1) お礼品取扱事業者は、あらかじめ応募したお礼品の変更・辞退をする場合や、お礼品に関して在庫切れ、発送の遅延、生産中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに町へ報告しなければなりません。

- (2) お礼品取扱事業者は、お礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努め、苦情の内容について町へ報告しなければなりません。また、品質等による保証や苦情対応について、町は一切責任を負わないものとします。
- (3) お礼品は寄附者から選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 町がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてお礼品取扱事業者へお礼品見本の提供をお願いする場合があります。
- (5) 国のふるさと納税制度に変更が生じた場合など、本要領に定める要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

16. 申し込み・問い合わせ

〒510-8588

三重郡川越町大字豊田一色280番地

川越町産業建設課 TEL 059-366-7117

FAX 059-364-2568

総務課 TEL 059-366-7113

FAX 059-364-2568